

水質汚濁防止法施行令の特定施設（1,4-ジオキサン関係）

分類		業種	施設名	該当条文
I	i	1,4-ジオキサン製造	(水濁法施行令)第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	(50号)
II	i	合成樹脂製造	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機	33号イ、ロ、ハ
	ii	合成ゴム製造	合成ゴム製造業の用に供する水洗施設	34号ハ
			有機ゴム薬品製造業の用に供する分離施設	35号ロ
	iii	感光材製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	46号ロ
	iv	医薬品製造	医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設、混合施設	47号ロ、ハ、ニ
		医薬品原料製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 ※一部の医薬品原薬製造事業場では特定施設を設置していない。	46号ロ
	v	塗料等製造	1,4-ジオキサン又はエチレンオキサイドの混合施設 (他の各号に該当するものを除く)	
塗料製造・塗工				
接着剤製造・塗工				
III	i	ポリエステル樹脂製造		33号イ
	ii	界面活性剤製造	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (洗浄機能を有するものに限る)	
	iii	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設、濃縮施設石油化学工業の用に供する分離施設、廃ガス洗浄施設	37号チ、37号ロ、タ
		エチレンオキサイド付加体製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	46号ロ
		高級アルコール製造	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する洗浄施設	37号イ
		グリコールエーテル製造	1,4-ジオキサン又はエチレンオキサイドの混合施設 (他の各号に該当するものを除く)	

※ 赤字部分が1,4-ジオキサンが追加された段階で特定施設に該当

※ エチレンオキサイド付加体製造、高級アルコール製造、グリコールエーテル製造については、1,4-ジオキサンを含むエチレンオキサイドを使用